

者に限定されない) 一般的な公的扶助である生活保護の対象となる。確かに、20歳以降の保険料滞納については、本人の責任が全く無いとは言えない。しかし、若年期の経済的理由や理解不足、雇用形態の多様化などを背景として滞納率が高くなっていること、特に障害年金の場合は、短期間の未納でも無年金になるケースもあることなどを考えれば、保険料滞納をすべて本人の責任として、無年金となった場合の救済を生活保護に委ねることが妥当であるとは言い切れない。そして、生活保護では、受給にステigmaが伴うだけでなく、補足性の原理によって、親族による扶養が優先されるため、受給のハードルが高く、無年金であっても、保護が受けられるとは限らない。その意味で、障害年金を補完する機能は限定的となっている。例えば、無年金障害者の会の実態調査によれば、無年金障害者であっても、生活保護を受給する割合は1割未満である²⁵。就労収入等によって生活している無年金障害者もいるが、その多くは家族の経済的援助を通じて生活している。現状では、障害年金と生活保護の間に深刻な隙間が生じている可能性が高く、その部分は家族による扶養で補われている。この状況を放置することは家族の負担を重くするだけでなく、本人の自立を妨げる恐れがある。

以上を踏まえれば、無年金者対策としては、非正規労働者への厚生年金保険適用や保険料免除・猶予の周知徹底などの実施も必要と思われるが、それとあわせて、“所得制限や資産要件を付けることで社会保険による障害年金とは区別しつつ、扶養要件や運営組織の面で生活保護とは区別された（障害者向けの）無拠出給付を創設する（あるいは、特別障害給付金を改編する）”ことが検討に値する。なお、高齢者についても、同様の無拠出給付の必要性が認められるかもしれない。また、より大幅な改革としては、こうした無拠出給付を無年金者のためだけの給付に限定させないという方法も考えられる。例えば、“障害年金の目的を障害による賃金喪失を補填することに限定し、障害者が日常生活の費用を賄うための最低所得の保障は障害年金以外の無拠出給付で行なう”という方向（フランスの事例）や、“今後は無年金障害者が生じないよう、国内居住を要件とする障害年金の最低保証給付²⁶を設ける”という方向（スウェーデンの事例）も考えられる。

（5）障害基礎年金の給付水準と年金受給者向け住宅手当

日本では、全国民が対象となる障害基礎年金は、保険料拠出実績にかかわらず、（障害等級による違いはあるが、）定額の給付を行う。被用者の場合は、所得比例給付である障害厚生年金（障害共済年金）が障害基礎年金に上乗せされる。

欧米諸国の障害年金では、（イギリスを除いて、）所得比例給付が基本となっている。それに対して、日本では、障害基礎年金のみの受給者が圧倒的に多く²⁷、実態としては、定

²⁵ 無年金障害者の会（2005）p.17 を参照。

²⁶ ただし、仮にこうした最低保証給付を設けることができたとしても、すでに生じている無年金障害者を支給対象とすることは困難であるため、その様な人々には別途の対応が必要になる。

²⁷ 注12 を参照。

額給付が中心となっている。それゆえ給付水準を考える場合は、障害基礎年金の水準が重要となる。この障害基礎年金の水準は、新規裁定の多い 2 級の場合²⁸で老齢基礎年金の満額と同額に決められている。

老齢基礎年金の水準は、基礎年金創設時に、総理府「全国消費実態調査」をもとに、当時の 65 歳以上の高齢者の基礎的な消費支出（食料費、住居費、光熱費、被服費）を賄うことが出来る水準として設定されている²⁹。また、この水準は、「現役時代に自立した生活を営んで構築した生活基盤と合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で設定されており、基礎年金だけで生活保護の水準を上回らなければならないという考え方はとっていない³⁰」とされている。

しかし、高齢者と障害者では基礎的な消費支出が異なるだけでなく、障害者の場合、（特に発症年齢が比較的若い精神の障害の受給権者が増えている³¹ことからも、）現役時代に一定の生活基盤を構築した者を前提とすることができない。それゆえ、以上のような考え方に基づいて設定された給付水準を障害基礎年金にも当てはめることが適切であるとは言い切れない。さらに、今後は、マクロ経済スライドの影響が障害基礎年金にも及ぶため、障害基礎年金の水準では、障害者の生活の基礎的な部分はますます保障されなくなるであろう。以上の理由から、障害基礎年金 2 級の水準については、それを引き上げる方向で再検討をする必要があるのではないか。

また、障害年金の支給額の国際比較は極めて難しい³²が、表 3 で示したように、国際的に見ても、障害厚生年金が遜色のない水準にあるのに対して、（受給者の多くが該当する）障害基礎年金のみの場合の給付水準は極めて低いと考えられる³³。さらに、障害基礎年金の水準は、他国の障害者向け無拠出給付と比べても特に低くなっている。ただし、アメリカ、ドイツ、フランスの無拠出給付では、年金所得や就労所得など他の所得がある場合に給付額が減額されるのに対して、障害基礎年金では原則としてそのようなことがない。それゆえに、単純な比較はできないが、（少なくとも、障害基礎年金のみを受給し、他の所得にも多くの期待できない場合は、）障害者向けの所得保障制度の果たす役割が、欧米諸国に比べて小さくなっていると言えるだろう。前述の理由とあわせて、この点からも、障害基礎年金の水準の再検討が求められる。

²⁸ 厚労省年金局『事業年報 平成 20 年度』によれば、障害基礎年金の新規裁定の 7 割以上が 2 級となっている。

²⁹ 国会会議録（衆議院 社会労働委員会 昭和 59 年 12 月 6 日）や吉原（1987）を参照。

³⁰ 厚生労働省「公的年金制度に関する考え方（第 2 版）」を参照。

³¹ 2008 年度の国民年金の障害年金受給権者 176 万人に対して、精神の障害による受給権者は 85 万人（精神障害 46 万人+精神遲滞 39 万人）になっている。1994 年度に比べて、国民年金の障害年金受給権者は 48 万人増加しているが、そのうち 38 万人は精神の障害による受給権者の增加分である。

³² 百瀬（2010）pp.187-188.

³³ 定額給付のみで給付水準も高くないイギリスの場合、各種の加算や障害者向け手当が充実している点を考慮する必要がある。

なお、たとえ老齢と障害の違いが認められたとしても、老齢基礎年金との公平性の観点から、障害基礎年金2級の水準を引き上げることはできないという批判も予想される。確かに欧米諸国の障害年金でも、所得比例給付については、老齢年金と同一の算定式が用いられることが多い、また、両年金の平均支給額を比較すれば、老齢年金の方が高くなるのが一般的である。その一方で、スウェーデンの老齢年金の最低保証年金と障害年金の最低保証給付のように、最低保証に係る部分については、障害年金の方が高く設定されていることはある。また、フランスのように、年金以外の無拠出給付において、高齢期所得保障のミニマムと障害時所得保障のミニマムを切り離し、後者を引き上げていくという事例もある。両年金の切り離しが必要になるとは思われるが、年金の基礎的な部分において、障害と老齢の水準を違えることは決して異例とは言えないであろう。

しかしながら、障害基礎年金2級の水準の引き上げは、様々な理由から現実的には実施が難しい可能性がある。そのような場合は、老齢基礎年金や障害基礎年金の受給者を対象とした住宅手当を創設することで、障害基礎年金の水準の低さを補うという方向性も考えられる。

前述したように、基礎年金の水準設定に当たっては、住居費も考慮されてはいる。しかし、この設定の際に用いられたのは、「全国消費実態調査」における高齢者の住居費である。高齢者では持ち家保有者が少なくないため、統計上、住居費は小さくなる。障害者では、高齢者に比べて、持ち家を保有する前に、年金受給を開始する可能性がより高い。そのような場合に、親元を離れて生活しようとすれば、家賃負担が発生するが、高齢者の住居費をもとに決められた基礎年金の水準でこれを賄うことは、(特に都市部の場合、) 極めて困難である。

それゆえ、障害基礎年金のみの受給者は、(一般就労に従事できなければ、) 親元で暮らすか、生活保護を受けるかの選択を迫られることになる。これを避けるために、受給者が家賃を賄うことのできる水準まで基礎年金の給付額を一律に引き上げれば、財政的な負担が大きいということだけでなく、持ち家をすでに保有している場合に、過剰な給付となることもあります。

このようなことを考えれば、家賃負担が発生する一方で、基礎年金以外の所得が少ない者に対しては、年金受給者を対象とした所得制限付きの住宅手当で給付額を補足することが合理的と思われる。例えば、スウェーデンの最低保証給付の水準設定に当たっても、日常生活費が考慮される一方で、住居費は除かれており、それについては、(年金受給者向け) 住宅手当が対応する形になっている。その他、イギリスでも、無拠出の雇用及び支援手当の受給者に対して、住宅費用を加算する仕組みが見られる。

(6) 1級の場合の25%の加算について

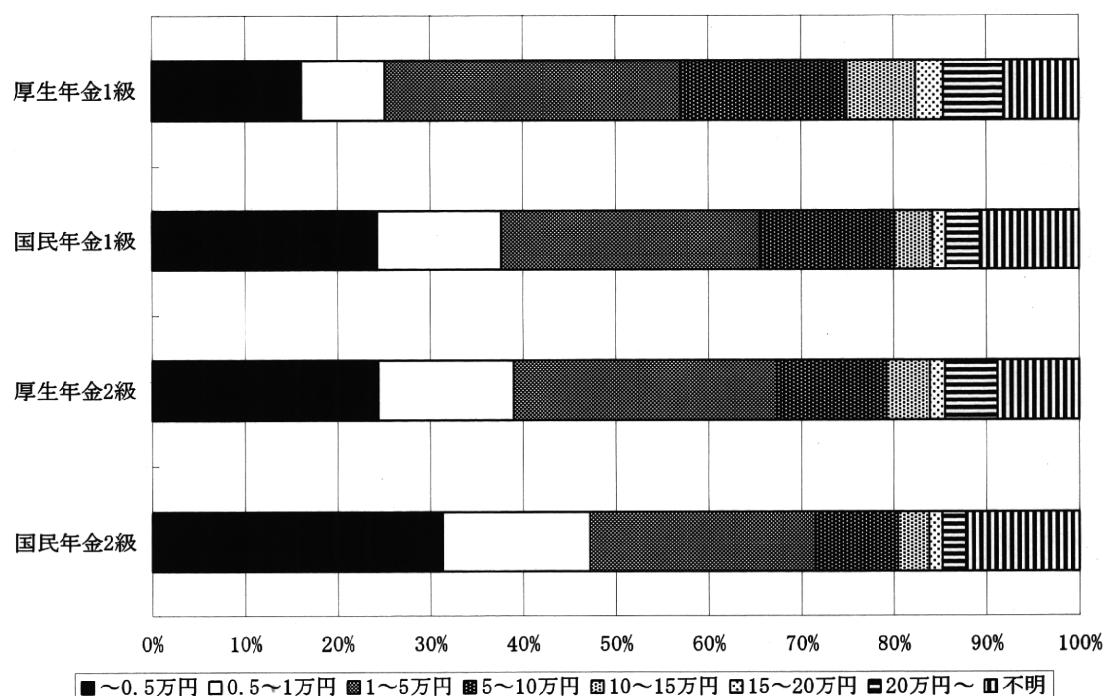
日本の障害年金には加算制度があり、障害基礎年金でも障害厚生年金でも1級の場合には25%の加算がつく。この加算については、「介護加算」と理解することができ、また、

政府の説明でもそのような位置づけが与えられてきた³⁴。現在の受給者数から判断すると、障害年金受給者の約4割はこの加算を受け取っている。

欧米諸国では、このような加算を年金制度内に設けている国は少ない。そして、設けている場合も、フランスのように、日常生活を営むのに第三者の援助が必要な状態にある者に限定して、一定の介助費を賄うのに相当する金額を加算している。また、実際にこのような加算を受ける受給者は極めて少ない。

一方で、日本の加算は、年金制度上の障害等級にもとづいて一律に行われており、各人が必要とする介助費などの多寡を反映したものとはなっていない。例えば、厚生労働省「平成21年 年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）」によれば、年金制度の障害等級上は同じであっても、「治療・療養・介助にかかる月額費用」は受給者間で大きく異なる（図1）。また、1級の受給者であっても、そうした負担がほとんどない場合があり、2級の受給者でもそうした費用の負担が重い者が存在する。

図1 受給者の障害等級別の治療・療養・介助にかかる月額費用



資料：厚生労働省「平成21年 年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）」より作成。

このような理由から、現在の年金制度内の加算制度は非効率的であると考えられる。それゆえ、25%加算は廃して、障害に伴う特別な出費の増加の補填については、年金制度外の仕組みで対応する方が適切であると思われる。現在でも、特別障害者手当が存在

³⁴ 厚生省『厚生白書（昭和39年度版）』p.218などを参照。

するが、同手当は、在宅で著しい重度の障害のある者だけを支給対象としていること、本人のみならず扶養義務者等の所得による支給制限があることなどから、受給者が少なく、その役割が極めて限定的になっている。加算を廃した財源を手当の充実に向けるというのも選択肢のひとつである。

(7) 障害年金受給者の老後の年金給付

日本の制度では、障害基礎年金受給者が 65 歳に到達し、老齢基礎年金の受給権が発生した場合、障害基礎年金が老齢基礎年金に切り替えられるということではなく、両年金のどちらかを選択することになる。障害基礎年金受給者で国民年金の第 1 号被保険者である場合は、国民年金保険料が法定免除されるが、免除期間がある場合の老齢基礎年金は減額されるため、障害基礎年金受給者の老齢基礎年金は低額になる。それゆえ、老齢基礎年金を選択することは考え難く、このような場合は、事実上、障害基礎年金の支給が継続されることになる³⁵。こうした継続支給の仕組みは、障害年金受給者の老後の年金水準の低下を防いでいる。しかし、障害基礎年金受給者の障害の状態が 65 歳前に軽減し、その支給が停止されていた場合は、65 歳以降、(免除期間について保険料追納をしていなければ、) 減額された老齢基礎年金しか受け取れないことになる。

一方、欧米諸国では、障害年金は、障害のために生産年齢期に就労ができず、所得を喪失した場合にその補填をするものであるから、老齢期に至れば、老齢年金を中心とした高齢者向けの所得保障制度が対応する。障害年金が年金保険で運営されている場合でも、医療保険/総合的社会保険で運営されている場合でも、障害年金受給者が老齢年金支給開始年齢に到達すれば、障害年金は老齢年金に切り替えられる。そうであるがゆえに、各国において、障害年金受給者の老齢年金が低くならないような特別な配慮がなされている。

日本では、統計上、障害基礎年金受給権者で障害不該当等による支給停止を受けている者の割合は少ない³⁶。それゆえに、大多数においては、障害基礎年金を老後も継続的に受給することが可能であり、老後の年金水準の低下は生じない。しかし、ここ数年間で、(有期認定の多い) 精神の障害に基づく受給権者が増えている³⁷ため、65 歳前に支給停止を受けて、老後に障害基礎年金を受給できなくなるケースも増えると考えられる。その場合は、現行の仕組みでは、老後の年金水準が大きく低下する。

確かに、現在でも、保険料追納の仕組みを利用すれば、老齢基礎年金の給付額低下を防ぐことはできる。実際に、そのような行動を取っている障害基礎年金受給者も存在する。しかし、保険料負担能力に乏しい障害基礎年金受給者が受給期間中に保険料を追納し続け

³⁵ ただし、老齢基礎年金を選択しなくとも、2 階部分で老齢厚生年金を受け取ることは可能になっている。

³⁶ 旧社会保険庁資料によれば、2006 年度末現在、障害基礎年金受給権者のうち、障害不該当又は 3 級該当による停止を受けている者の割合は、1.5% である。

³⁷ 注 31 を参照。

ることは生活水準の大幅な低下をもたらす。そもそも、障害基礎年金の水準設定にあたっては、受給者が国民年金保険料を追納することは考慮されていない。また、保険料追納を利用したものの、老後も障害基礎年金を受給できることになった場合は、追納分が老後の年金額に一切反映されないという事態が生じる。

以上を考えれば、少なくとも今後の期間については、障害基礎年金の受給によって老齢基礎年金が低下することを防ぐ仕組みが必要ではないか。諸外国の事例を参考にすれば、例えば、障害基礎年金の受給期間中については国民年金保険料を納付したものとみなすという方法、あるいは、障害基礎年金の受給期間がある場合は、老齢基礎年金の満額支給に必要な保険料納付済期間を〔480ヶ月－障害基礎年金の受給月数〕とする方法などが考えられる。

(8) 制度間格差と離職・転職への対応

日本の制度体系では、自営業者の加入する制度と被用者が加入する制度が異なり、初診日の加入制度によって、障害の認定基準や受給できる障害年金が異なる。また、被用者であっても、非正規労働者など国民年金の第1号被保険者となる場合は、障害年金の取り扱い上は、自営業者と同じになる。

欧米諸国の障害年金では、自営業者の取り扱いは様々であり、ドイツのように多くの自営業者が給付対象外となっている国もあれば、スウェーデンのように被用者と同一制度の対象となっている国もある。自営業者の取り扱いについては、公的年金制度（あるいは社会保険制度）全体に係る問題である。また、働き方による所得捕捉の違いなども影響する。それゆえ、公的年金全体の一元化は難しい可能性がある。しかし、障害年金の必要性の程度は、老齢年金の場合に比べれば、自営業と被用者間で大きく異なる³⁸と考えられるため、現在のような制度間の格差がそのままで良いのかは検討の余地がある。

また、老齢と異なり障害の状態はいつ起こるかわからないため、制度間格差がある場合、離職や転職によって加入者に大きな不利が生じる可能性がある。例えば、サラリーマン生活中やその後に、失業期間、あるいは、非正規雇用や自営業で就労した期間がある場合でも、老齢年金については、老後に老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取ることができる。一方、障害年金については、その期間内に初診日があった場合、厚生年金保険の被保険者ではないという理由から、障害基礎年金しか受け取れず、さらに、3級の場合はそれすらも受け取れないという事態が生じる。

欧米諸国を確認すれば、例えば、スウェーデンの障害年金の所得比例給付においても、原則として、保険事故発生時に就労していることが支給要件であり、それが満たせない

³⁸ 自営業者は被用者と異なり、生産手段を有しており、定年もないために、一般には長く働き続けることが可能である。それゆえに、老齢年金の必要性の程度は、自営業者と被用者では異なると考えられる。しかし、定年のあるなしは、障害年金の必要性の程度には影響を与えない。

場合は、最低保証給付の対象となる。しかし、少なくとも1年間の延長保護期間が認められており、就労停止後もその間は所得比例給付の被保険状態が継続する。また、ドイツの障害年金の支給要件では、保険事故発生前の5年間のうち3年間の保険料拠出が必要なため、2年以上の長期に渡って、雇用関係から外れていた場合は、障害年金が支給されない。しかし、保険事故発生時点で年金保険の被保険者である必要はない。日本でも、一時的な離職や転職の間に保険事故が発生しても、年金額が大きく減ったり、年金が受給できなくなったりすることを防ぐ仕組みが求められる。

終わりに

第1節で述べたように、欧米諸国における障害者に係る所得保障制度は、受給者数や給付費総額といったマクロの指標で見た場合に大きく異なるだけでなく、制度内容についても、国による相違点がある。

詳しくは繰り返さないが、大きな点をひとつ挙げれば、各国間で、障害年金を年金保険で運営するか、医療保険（あるいはそれに近い形）で運営するかによって、給付額の決め方などの制度設計が異なっている。同時に、そのことによって、老齢年金改革の影響の及び方などにも違いが生じている。

このような違いは、障害が、早期の老齢とも、長期の疾病とも捉えられるということに由来する。特に、障害年金が年金保険で運営されていれば、人々は障害を早期の老齢と捉えるようになるだろうし、逆に、医療保険（あるいはそれに近い形）で運営されていれば、長期の疾病と捉えるようになるであろう。それゆえ、制度開始時点において、障害年金がどちらの保険で運営されたかが、その後の制度のあり方も規定していると考えられる。ただし、スウェーデンのように、障害年金を年金保険から医療保険に変えた事例もある。

日本では、障害年金が年金保険にあることは当然視されているが、欧米諸国の制度の検討により、障害年金を有する制度が多様であることは確認できた。現在のように、障害年金を年金保険の一給付とすべきか、あるいは、そうでないかについては、改めて検討する余地がある。

もうひとつ大きな点を挙げれば、各国間で、社会保険による障害年金の果たす役割が異なることである。ドイツのように、これを中心に障害者に対する所得保障を行なっている国がある一方で、イギリス、イタリア、フランスのように、障害年金以外の無拠出給付や手当の比重も高くなっている国がある。それ以外にも、いくつかの相違点があるが、日本を比較対象国に入れた場合は、むしろ、欧米諸国における障害者に係る所得保障制度の共通点の方が目立つことになる。

日本と対比した場合の欧米諸国との共通点についても大きな点をひとつ挙げれば、障害年金の給付対象となる障害が、稼得・労働能力との関連で捉えられていることである。国家の介入を要する社会的リスクとしての障害が、「近代の労働社会の到来に伴い、成人によって「稼得可能」とならなければならず、高齢になるまでそうあり続けなければならないとい

う要請のいわば裏面として生成した³⁹」という経緯から、そして、就労者を主な対象とする制度においては、障害の状態に至った場合に所得保障を必要とする最大の理由が、就労していたときに得られていた所得が得られなくなることであるという事実から、こうした捉え方が一般的になっていると思われる。

それに対して、日本では、医学的な機能障害の状態や日常生活能力の制限度合が重視されるが、その理由のひとつは、就労者以外も含む国民一般を対象とする国民年金の障害基礎年金が障害年金の主柱とされた歴史的経緯にあると考えられる。このような捉え方には一定の合理性もあるが、結果として、所得保障を必要とする障害者が制度から排除される一方で、それを必ずしも必要としない障害者が制度に包括されている可能性がある。

もうひとつの大きな共通点は、社会保険による障害年金とは別に、低年金・無年金の障害者を主な対象とする無拠出給付が存在することである。これらの給付の詳細は異なるが、全額税を財源としつつも、様々な点で、一般的な公的扶助とは区別されている。

欧米諸国に比べて、日本では、国民皆年金の理念の下、保険料を財源とする障害年金の給付対象者の拡大や支給要件の緩和が進められてきたが、それでも生じる無年金者への対応は基本的に生活保護に委ねられてきた。その結果として、無年金障害者に対する所得保障制度の機能は弱く、家族への依存が強くなっている。

以上で指摘したこと以外にも、日本の制度では、欧米諸国と比較して、まったく異なる仕組みが取られている。そして、第2節での検討を踏まえれば、いくつかの点で、現行制度の見直し（あるいは、見直しをすべきか否かの議論）が求められる。もちろん、他国の制度設計をそのまま導入することには慎重であるべきである。しかし、（これまでほとんど知られていなかった）欧米諸国の障害者に係る所得保障制度の構造の把握は、我が国の障害年金や関連制度の企画立案の基礎資料となると思われる。また、比較を通じてもたらされた新たな視点による日本の制度（特に障害年金）の課題や問題点の把握、さらに、諸外国の事例と日本の現状を踏まえた改善の方向性の提示は、これから障害者に対する所得保障のあり方を考える場合に、参考のひとつとなるであろう。

最後に、日本では、（生産年齢期の）障害者に対する年金や手当の給付費の規模が、GDPとの対比で見ても、公的社会支出全体に占める割合で見ても、欧米諸国に比べて特に小さくなっている。障害者に係る所得保障制度の改善は、障害者の生活安定や社会参加に資するだけでなく、国民全体に予期不能な障害リスクに対する確実な保護を提供するが、その実現は、（国際的に見て低位の状態にある）障害者に向けられる財源を拡大することではじめて可能になる。それゆえに、税あるいは社会保険料による国民の負担増が必要不可欠になっていると思われる。あわせて、障害者の就労を促進して、できる限り、障害者も負担する側に回ってもらうことが重要になるであろう。

今後は、本研究を踏まえて、①（日本と欧米諸国で最も異なる点のひとつである）障害年金

³⁹ 報告書 第4章（福島論文）を参照。

における障害認定の実態に関する調査研究、②（今回の研究が障害年金を中心としたものであったため、）障害年金以外の所得保障制度に対する更なる調査研究、③所得保障制度と（今回の研究の対象外であった）就労支援/医療保障/介護保障の各制度との連携についての調査研究などが求められる。

主な参考文献

- ・ 報告書の第1章から第7章.
- ・ 江口隆裕(2008)『変貌する世界と日本の年金—年金の基本原理から考える』法律文化社.
- ・ 勝又幸子(2002)「費用国際比較からみた「障害」給付の現状」『海外社会保障研究』No.140, pp.5-17.
- ・ 勝又幸子ほか(2008)『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成17～19年度総合研究報告書 平成19年度総括研究報告書』厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業.
- ・ 河本純子(2010)「障害年金の認定基準と就労の関係—精神障害・知的障害を中心として」『岡山医学会雑誌』Vol.122 No.1.
- ・ 佐藤久夫(2007)「わが国における障害の定義に関する現状と課題：福祉と所得保障を中心に」『ノーマライゼーション』2007年8月号.
- ・ 新田秀樹(2009)「所得の保障」河野正輝・東俊裕編『障がいと共に暮らす—自立と社会連帶—』放送大学教育振興会.
- ・ 日本障害者協議会(2007)「障害者自立支援法の影響:JD調査2006—第2回調査の結果および第1回調査【2006年2月時点】との比較」日本障害者協議会.
- ・ 無年金障害者の会(2005)『無年金障害者の実態 調査結果報告書』無年金障害者の会.
- ・ 百瀬優(2010)『障害年金の制度設計』光生館.
- ・ 安田真之(2010)「日本における障害者の所得保障制度—障害基礎年金を中心に」韓日障害学フォーラム・報告要旨 <http://www.arsvi.com/2010/1011ym.htm>
- ・ 吉原健二(1987)『新年金法 61年金改革 解説と資料』全国社会保険協会連合会.

III. 研究資料

社会保障法

第C部 傷病または業務災害に対する給付 第IV部 傷病補償金および活動補償金¹（仮訳）

秋朝 礼恵・浅井 亜希² 翻訳

第32章 目次

第1条 以下、第33章において傷病補償金と活動補償金に関する総則を示す。

次いで、以下の規定を置く。

- 第34章で、所得比例型傷病補償金および所得比例型活動補償金に関する規定
- 第35章で、最低保証給付による、傷病補償金および活動補償金に関する規定
- 第36章で、傷病補償金および活動補償金に関する通則、および
- 第37章で、2008年7月までに、期限に定めのない傷病補償金を認定された被保険者に関する規定

第33章 傷病補償金および活動補償金に関する総則

目次

第1条 この章において、第2条から第4条では前置規定を示す。

次いで、以下に関する規定を置く。

- 第5条から第8条で、傷病補償金または活動補償金に対する権利
- 第9条から第13条で、給付水準
- 第14条から第20条で、給付期間
- 第21条から第25条で、活動補償金受給期間における諸活動、および
- 第26条から第28条に、4分の3の補償金を受けている被保険者に対する特別の措置

前置規定

第2条 傷病補償金または活動補償金は、労働能力が長期にわたり低下している被保険者に対して支給される。

¹ 本研究資料は、スウェーデンの社会保障法（Socialförsäkringsbalk）の「第C部 傷病または業務災害に対する給付 第IV部 傷病補償金および活動補償金」（Avd. C Förmåner vid sjukdom eller arbetsstopp IV Sjukersättning och aktivitetsersättning）の日本語訳である。スウェーデンの障害年金を理解するために必要不可欠な資料として公開するものである。原文は、以下のサイトから入手した最新版の社会保障法を利用している。（国会 HP。2010年2月14日時点）

<http://riksdagen.se/webbnav/index.aspx?nid=3911&bet=2010:110>

² 立教大学大学院法学研究科博士課程

第3条 傷病補償金および活動補償金は、

1. 第34章による所得比例型給付、および
2. 第35章による最低保証給付

により支給される。

第4条 傷病補償金の支給は通知があるまで継続されるが、活動補償金は一定期間支給される。

傷病補償金または活動補償金の権利

労働能力の低下

第5条 疾病その他身体的もしくは精神的機能の低下により労働能力が最低4分の1低下している被保険者で、かつ、保険事故発生時において被保険者である者は、この章の規定により、傷病補償金または活動補償金の権利を有する。

被保険者が満18歳になる年以前に保険事故が発生した場合、保険事故発生時に被保険者であることの要件は適用されない。

第6条 傷病補償金の権利を得るために、労働能力の恒久的低下が認められなければならず、かつ、第27章第6条および第29章から第31章に掲げる方策（訳注：医学的措置とリハビリテーションを示している）によっては、当該被保険者が労働能力を回復するには至らないと判定されなければならない。

第7条 活動補償金の権利を得るには、最低1年間機能低下が継続すると推定されることを要する。

就学中の機能障害者

第8条 満19歳になる歳の7月初日において、機能障害のために、基礎学校および高等学校水準の学校教育を修了していない被保険者は、活動補償金の権利を有する。

給付水準

給付水準と労働能力

第9条 傷病補償金と活動補償金は次の給付水準により支給される：

1. 満額の傷病補償金または活動補償金は、被保険者の労働能力が100%、またはほぼ100%低

下しているときに支給される。

2. 4分の3の傷病補償金または活動補償金は、被保険者の労働能力が、4分の3以上かつ1.に掲げる程度未満の低下がある場合に支給される。
3. 2分の1の傷病補償金または活動補償金は、被保険者の労働能力が2分の1以上かつ4分の3未満の低下がある場合に支給される。
4. 4分の1の傷病補償金または活動補償金は、被保険者の労働能力が4分の1以上かつ2分の1未満の低下がある場合に支給される。

労働能力の低下の判定

第 10 条 被保険者の労働能力の低下の程度を判定する際、社会保険庁は、その被保険者が労働市場で就職し自活できる能力について留意しなければならない。

第 11 条 第 10 条による判定は、

—遂行能力の低下のあり方の違いにかかわらず、同じ根柢に従い、かつ
—フルタイム労働との比較において
なされなければならない。
合理的な範囲で家事労働の価値は、労働による所得と同等とされる。

第 12 条 被保険者が第 27 章 6 条もしくは第 31 章 3 条による治療やリハビリテーションをうけている間、治療またはリハビリテーションにより当該被保険者が有給の職につけないならば、その限りにおいて、労働能力が低下したとみなされなければならない。

就学中の機能障害者

第 13 条 第 8 条の規定により機能障害者とみなされた者は、その労働能力の低下の程度にかかわらず、100%の活動補償金を受給できる。

給付期間

総則

第 14 条 傷病補償金または活動補償金は、給付の権利が生じた月から支給される。ただし、申請した月より 3 か月を超えて遡及して支給されない。

第 36 章第 25 条により申請なく傷病補償金または活動補償金が支給されるときには、給付にかかる決定が通知された月の翌月から支給される。

第 15 条 傷病補償金と活動補償金は、このほかに特別の定めがない場合、給付の権利がなくなる月まで支給される。

傷病補償金

第 16 条 傷病補償金は、被保険者が 30 歳になる月から、65 歳になる月の前月まで支給できる。

第 17 条 社会保険庁は、傷病補償金の決定に関連し、決定後 3 年を経過するまでの時点での被保険者の労働能力を新たに調査することを決定しなければならない。傷病補償金の権利がある限り、当該調査実施後 3 年以内のいずれかの時点で、労働能力を再度調査することを社会保険庁は決定しなければならない。

被保険者が 60 歳になった場合、新規調査の実施について決定する必要はない。

活動補償金

第 18 条 活動補償金は、被保険者が 19 歳になる年の 7 月から、30 歳になる月の前月まで支給できる。

第 19 条 活動補償金についての決定は、3 年を超える期間について行うことはできない。

就学中の機能障害者

第 20 条 第 8 条における機能障害者は、就学期間中、活動補償金の権利を有する。

活動補償金受給期間中の諸活動

総則

第 21 条 被保険者に活動補償金を支給する決定に関連し、社会保険庁は、補償金の受給期間中、当該被保険者の病状または身体的もしくは精神的能力に好ましい効果があると推定される活動に、当該被保険者が参加できるか否かを審査しなければならない。

第 22 条 被保険者が活動に参加可能であると判定される場合、社会保険庁は、どの活動が当該被保険者に適切かをより詳細に計画しなければならない。当該計画は、被保険者との協議においてなされなければならない。社会保険庁は可能な限り被保険者の希望を満たさねばならない。社

会保険庁と被保険者とが合意すれば、社会保険庁は活動計画を確定する。

第 23 条 社会保険庁は、計画された活動が実現するよう取り組まねばならない。

社会保険庁は、必要な支援策を調整し、かつ、被保険者が活動に参加しやすくなるような措置を講じることに留意しなければならない。

第 24 条 第 110 章第 14 条の 4 に掲げる諸措置は、21 条から 23 条における活動とはみなされない。

諸活動にかかる費用の補償

第 25 条 被保険者が活動に参加することにより負担した諸費用に対し、特別な手当を支給することができる。政府または政府が指定する行政当局は、その手当についての規則を発出するものとする。

4 分の 3 の手当を受けている被保険者に対する特別の措置

第 26 条 4 分の 3 の傷病補償金または活動補償金の受給者には、当該受給者がその残存する労働能力にみあった仕事に就けるよう、特別の措置が講じられなければならない。

第 27 条 社会保険庁は、第 26 条に掲げる措置が講じられる責任を負う。

第 28 条 4 分の 3 の傷病補償金または活動補償金を受給し、かつ、残存する労働能力に見合った給与補填付の仕事またはサムハル株式会社における仕事に従事している者に対して、社会保険庁は、政府または政府が指定する行政当局によって発出された規則にのっとり、雇用にかかる費用を補償しなければならない。

第 34 章 所得比例型の傷病補償金および活動補償金

目次

第 1 条 この章において、次の事項に関する規定を置く。

- 第 2 条において、所得比例給付の権利
- 第 3 条において、所得算定期間
- 第 4 条から第 11 条において、所得比例給付の算定基礎 および

一 第 12 条から第 14 条において、所得比例給付の算定

所得比例給付を受ける権利

第 2 条 保険事故発生年以前の直近の一定期間（所得算定期間）内の 1 年以上の期間で、第 59 章による年金対象所得が確定されていれば、所得比例型の傷病補償金または活動補償金を受ける権利は、第 33 章に掲げる被保険者が有する。

所得算定期間

第 3 条 所得算定期間とは、第 10 条および第 11 条による別の定めのない限り、
— 保険事故発生年において 53 歳になる、もしくは 53 歳以上である者には 5 年、
— 保険事故発生年において 50 歳以上かつ 52 歳以下である者には 6 年、
— 保険事故発生年において 47 歳以上かつ 49 歳以下である者には 7 年、
— 保険事故発生年において 46 歳以下である者には 8 年。

所得比例型の補償金の算定基礎

基本的規定

第 4 条 所得比例型の傷病補償金および活動補償金の額は、推定所得に基づき算定される。これは、
第 6 条から第 11 条の定めにより、所得算定期間における被保険者の年間総所得を用いて算定
される。

第 5 条 推定所得は補償金の支給開始年における物価基礎額に連動されており、当該基礎額が変更
された場合には推定所得は再計算される。

年間総所得

第 6 条 年間総所得とは、次のものをいう。

1. 第 59 章による年金対象所得に、各年の国民年金保険料を加えたもの および
2. 第 60 章による年金対象基礎額で、傷病補償金または活動補償金が含まれるもの

第 7 条 年間総所得を計算する際、年金対象所得および年金対象基礎額の合計が当該所得年に適用
される物価基礎額の 7.5 倍を超える場合にあっては、その超えた部分は年間総所得には含まれ

ない。

第 8 条 年間総所得は、物価基礎額の変化に応じ、次の方法により再計算されるものとする。

年間総所得に、
—傷病補償金または活動補償金の支給開始年における物価基礎額
—算出しようとする年間総所得の年における物価基礎額
の間の比を乗じる。

推定所得

第 9 条 推定所得は、所得算定期間内で、第 8 条の規定により再計算された年間総所得のもっとも高い 3 つの平均とする。

所得算定期間中 1 または 2 の年間総所得のみが算出可能な場合、それぞれ 2 または 1 の所得を 0 クローナとして、平均値を算出する。

第 10 条 所得比例型の活動補償金を計算する際、より高い推定所得が算出されるならば、第 9 条の規定を適用せずに、3 年間の所得算定期間内で、第 8 条の規定により再計算された年間総所得の最も高い 2 つを用いて推定所得を算出することができる。

所得算定期間中の 1 の年間総所得のみ算出可能な場合は、ほかの 1 の年間総所得を 0 クローナとして計算することとする。

第 11 条 第 10 条の定めに基づき推定所得を計算する際、保険事故発生年の前年の年間総所得が、第 25 章および第 26 章による、被保険者が保険事故発生の時点において得ていたであろう傷病手当基礎所得 (*sjukpessninggrundande inkomst, SGI*) よりも低いならば、その代わりに、当該傷病手当基礎所得を、物価基礎額の 7.5 倍を超えない範囲で年間総所得とすることができる。

所得比例給付の算定

給付水準

第 12 条 100% の所得比例型傷病補償金および活動補償金の年額は、被保険者の推定所得の 64% とする。

部分給付

第 13 条 所得比例型の傷病補償金および活動補償金の部分給付の年額は、第 33 章第 9 条により被保険者が権利を有する傷病補償金または活動補償金の割合と同じ割合を、100%の給付に乗じて計算される。

外国の給付との調整

第 14 条 外国の法令にのっとり被保険者に支給される給付で、かつ、傷病補償金または活動補償金に相当しもしくは障害に起因する年金給付である給付は、所得比例型の傷病補償金および活動補償金から減額されなければならない。

第 35 章 最低保証給付による傷病補償金および活動補償金

目次

第 1 条 この章において次の事項を定める。

- 第 2 条および第 3 条で、最低保証給付の権利
- 第 4 条から第 17 条で、保険期間
- 第 18 条から第 20 条で、給付水準
- 第 21 条から第 22 条で、最低保証給付の算定基礎 および
- 第 23 条から第 25 条で、最低保証給付の算出

最低保証給付の権利

第 2 条 最低保証給付による傷病補償金および活動補償金の権利は、第 33 章に掲げる被保険者が有し、かつ、

1. 当該被保険者が第 34 章の規定による所得比例型の傷病補償金または活動補償金を受けられない または
2. 当該被保険者の同章の規定による所得比例型の補償が一定の水準（保証水準）を下回るとき。

最低保証給付は、特別に計算された保険期間により決定される。

第 3 条 最低保証給付は、保険期間が最低 3 年ある者に限り支給される。

保険期間

前置規定

第4条 最低保証給付の権利を得るための保険期間は、次のとおり計算される。

被保険者が、

1. 16歳となった年から保険事故発生年の前年までの期間（実際の保険期間 faktisk försäkringstid）は第6条から第11条の定めにより、
2. その後、被保険者が64歳になる年までの期間（将来の保険期間 framtida försäkringstid）は第12条から第13条の定めにより、および
3. 18歳になる前に保険事故が発生した場合には第14条から第17条の定めによる。

第5条 実際の保険期間および将来の保険期間は、それぞれ（端数は切り捨てられ）月数で計算される。

合算された保険期間は、実際の保険期間と将来の保険期間との和とされる。合算された保険期間は、（端数は切り捨てられ）年数で計算される。

スウェーデンでの居住

第6条 第5章により、スウェーデンに居住している期間は実際の保険期間とみなされる。

スウェーデンでの滞在

第7条 スウェーデンに居住する時点以前に、滞在許可証を申請後引き続きスウェーデン国内に滞在している期間は、実際の保険期間とみなされる。

以前の母国での居住

第8条 被保険者が第4章第1条に定める難民としてスウェーデンで滞在許可証の発行を受け、または、外国人法第2条または第2条aまたはこれらに相当する旧規定により保護が必要であるとされた場合、もしくは外国人法第4章第3条cまたはこれに相当する旧規定に基づく地位説明 (statusförklaring) の発行を受けた場合には、その者が以前の母国に居住していても16歳になった年から最初にスウェーデンに来た時点までを実際の保険期間とみなす。

第9条 第8条の定めにより計算する際、母国での居住時間の一部を算入する。その際
—スウェーデンに初めて到着したときから保険事故発生年の前年まで、第7条に掲げる時間を含め被保険者がスウェーデンに居住している時間、および
—被保険者が最初にスウェーデンに来たときから保険事故発生年の前年までの全時間

の比に相当する割合の母国での時間を算入する。

計算時には、被保険者がスウェーデン居住中に第 22 条により最低保証給付の算定基礎となるない他国の給付を受ける権利を有している期間を考慮しない。

第 10 条 第 8 条および第 9 条の適用において、被保険者が最初にスウェーデンに到着する以前に一時的に他国の避難所に滞在していた場合、その滞在時間は母国で居住していた時間と同等に扱われる。

支援活動など

第 11 条 第 5 章第 6 条の定めにより外国で過ごしていた期間にあってもスウェーデンに居住していたとみなされる者にかかる実際の保険期間を算定する際、国外に送致された者が、スウェーデンでの居住中第 22 条により最低保証給付の算定の基礎にはならない他国からの手当の権利をもっている期間は、除外される。

将来の保険期間

第 12 条 第 6 条から第 11 条における実際の保険期間が、被保険者が 16 歳になった年から保険事故発生年の前年までの期間の最低 5 分の 4 に達するならば、被保険者が 64 歳になる年までの全期間を、将来の保険期間とみなす。

第 13 条 実際の保険期間が、被保険者が 16 歳になった年から保険事故発生年の前年までの期間の最低 5 分の 4 に達しない場合は、次の規定が適用される。

保険事故発生年から被保険者が 64 歳になる年までの期間の一部が、将来の保険期間とみなされる。この「一部」とは、実際の保険期間と、被保険者が 16 歳になった年から保険事故発生年の前年までの期間の 5 分の 4 の期間との比に相当する割合をいう。

18 歳未満の保険事故

第 14 条 保険事故が、被保険者が 18 歳となった年より前に発生した場合、第 12 条および第 13 条によらず、第 15 条および第 16 条にしたがって保険期間が計算される。

第 15 条 スウェーデン国籍を有する被保険者について、被保険者が 16 歳になった年から 64 歳になる年までの期間は、保険期間とみなされる。ただし、被保険者が 16 歳になった後で、第 6 条から第 11 条に定める保険期間の算定のための諸条件をみたしていない期間は、保険期間とみなされない。